

袖ヶ浦市介護保険運営協議会（令和元年度 第5回）議事録

- 1 開催日時 書類審議  
 依頼文発送：令和2年3月5日、回答期限：令和2年3月11日  
 電話確認：令和2年3月16日～3月25日

2 開催場所 ー

3 出席委員（回答をいただいた委員）

会長	在原 昌秀	委員	山中 太郎
副会長	立川 久雄	委員	中村 隆
委員	大岩 みさ子	委員	菅野 美穂
委員	三木 善久	委員	佐藤 博文
委員	山本 美津子	委員	石川 尚子
委員	大海 高子	委員	天野 恵子
委員	神川 律子	委員	岸 勇介
委員	渡邊 彰浩		

（未回答委員なし）

4 出席職員（対応職員）

福祉部長	今関 磨美	介護保険課 管理班 副主査	四宮 里江子
福祉部 参事 [高齢者支援課長]	野呂 幸晴	介護保険課 管理班 主任主事	白井 聖人
介護保険課長	石井 正則	介護保険課 認定・給付班長	森本 芳弘
介護保険課 副課長[管理班長]	川西 正宏	高齢者支援課 上席保健師 [地域包括支援班長]	一色 弥生

5 傍聴定員と傍聴人数

ー

6 議題

① 審議案件(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定について

ア 審査報告書受領前に頂いた質問…なし

イ 審査報告書

- ・提出をいただいた委員…15人（全員）
- ・集計結果…承認15人、非承認0人
- ・意見等…なし

ウ 電話による意見確認

- ・令和2年3月16日から3月25日に、事務局から委員に架電し、承認・非承認の確認と、追加意見等の照会を実施

→承認・非承認の変更なし、追加意見等無し

エ 審議結果

承認することとする。

② 審議案件(2) 令和元年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について

ア 審査報告書受領前に頂いた質問…なし

イ 審査報告書

- ・提出をいただいた委員…15人（全員）
- ・集計結果…承認15人、非承認0人
- ・意見等…なし

ウ 電話による意見確認

- ・令和2年3月16日から3月25日に、事務局から委員に架電し、承認・非承認の確認と、追加意見等の照会を実施
- 承認・非承認の変更なし、追加意見等無し

エ 審議結果

承認することとする。

③ 報告案件

(1) 小規模多機能型居宅介護事業者公募の結果について

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について

(3) 令和元年度認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績等について

(4) 令和2年度袖ヶ浦市地域包括支援センター運営方針について

(5) 令和2年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について

(6) 令和2年度袖ヶ浦市介護保険運営協議会の開催スケジュールについて

ア 審査報告書受領前に頂いた質問…なし

イ 審査報告書

- ・提出をいただいた委員…15人（全員）
- ・意見等…1件

報告案件(4)「令和2年度袖ヶ浦市地域包括支援センター運営方針について」に関連して、いきいき百歳体操で介護予防、これからも大いに期待したいです。地域には取り組んで欲しい人がまだまだ多くいます。

ぜひ、多くの人に参加していただき、元気に健康寿命を延ばして欲しいと思います。

民生委員や区長との連携も効果を上げるのではないのでしょうか。

→意見として、高齢者支援課に回送

ウ 電話による意見確認

- ・令和2年3月16日から3月25日に、事務局から委員に架電し、追加意見等の照会を実施
- 追加意見等無し

④ その他

審査報告書による意見等… 1 件

議題に関する事ではありませんが、今回のコロナの件で、高齢者事業所及び幼稚園等に、マスク、消毒液等が十分に配布されますようによりしくお願いいたします。

→電話にて、行政の対応を報告（介護保険事業所については、市から 28 事業所にマスク計 10,000 枚を配布し、県が消毒液の不足状況を調査中。幼稚園については、市教育委員会から私立も含む 3 園にマスク計 1,750 枚と消毒液計 7 本を配布。）

# 令和元年度 第5回 袖ヶ浦市介護保険運営協議会 議題一覧

令和2年3月11日分

## 審議案件

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定について
- (2) 令和元年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について

## 報告案件

- (1) 小規模多機能型居宅介護事業者公募の結果について
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について
- (3) 令和元年度認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績等について
- (4) 令和2年度袖ヶ浦市地域包括支援センター運営方針について
- (5) 令和2年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について
- (6) 令和2年度袖ヶ浦市介護保険運営協議会の開催スケジュールについて

審議案件（１）定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定について

① 合同会社 BMO

項目	内容
申請者名	合同会社 BMO
申請者所在地	木更津市貝渕 1 丁目 1 4 番 2 9 号
代表者氏名	新沼 徹
事業所名	24 時間対応型ベストケア訪問介護
事業所所在地	袖ヶ浦市神納 1 丁目 1 9 番地 3 グローバル・ヴィレッジ 1 0 号
サービス種別	定期巡回・随時対応型訪問介護看護（連携型）
指定年月日	令和 2 年 4 月 1 日
連携先	運営法人：合同会社 BMO 事業所名：ベストケア訪問看護ステーション 事業所所在地：富津市大堀 1 丁目 8 番 1 4 号 サテライト：袖ヶ浦市神納 1 丁目 1 9 番地 3 グローバル・ヴィレッジ 1 4 号 ※令和 2 年 3 月 1 3 日までに千葉県へ 届出予定

令和元年度に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備・運営を行う法人の公募を実施しました。令和元年 1 1 月 1 5 日開催の介護保険運営協議会において選定された当該法人より指定申請があったため、新規指定を行うものです。



受付番号 [ ]

指定地域密着型サービス事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者指定(更新)申請書

2020年 1月 15日

申請者 所在地 千葉県木更津市貝淵1丁目14番29号  
 名称 合同会社 BMO

介護保険法に規定する事業者に係る指定(更新)を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

事業所所在市町村番号 [ ]

申請者	フリガナ 名称	ゴウドウガイシャビーエムオー 合同会社BMO			
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 292 - 0833 ) 千葉県木更津市貝淵1丁目14番29号 (ビルの名称等)			
	連絡先	電話番号	0438-73-0030	FAX番号	0438-73-0034
	法人の種類別	合同会社	法人所轄庁		
指定(更新)を受けようとする事業所の種類	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	代表社員	フリガナ ニイスマ トオル 氏名 新沼 徹	生年月日
	代表者の住所	(郵便番号 - )			
	事業所等の所在地	(郵便番号 299 - 0257 ) 千葉県 袖ヶ浦市 神納1-19-3 グローバル・ヴィレッジ10号			
	同一所在地において行う事業の種類	実施 事業	指定(更新)申請を する事業の事業開 始予定年月日	既に指定を受け ている事業の 指定年月日	様式
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	2020年4月1日		
	夜間対応型訪問介護				
	地域密着型通所介護				
	認知症対応型通所介護				
	小規模多機能型居宅介護				
	認知症対応型共同生活介護				
	地域密着型特定施設入居者生活介護				
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 複合型サービス				
介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護				
	介護予防小規模多機能型居宅介護				
	介護予防認知症対応型共同生活介護				
介護保険事業所番号		(既に指定を受けている場合)			
指定を受けている他市町村名					
医療機関コード等					

- 備考1 「受付番号」「事業所所在市町村番号」欄には記載しないでください。
- 2 「法人の種類別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
- 3 「法人所轄庁」欄、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「実施事業」欄は、今回申請するもの及び既に指定を受けているものについて、該当する欄に「○」を記入してください。
- 5 「指定(更新)申請をする事業の事業開始予定年月日」欄は、該当する欄に事業の開始予定年月日を記載してください。
- 6 「既に指定を受けている事業の指定年月日」欄は、介護保険法による指定事業者として指定された年月日を記載してください。
- 7 保険医療機関、保健薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。
- 8 既に地域密着型サービス事業所の指定を受けている事業者が、地域密着型介護予防サービス事業所の指定を受ける場合において、届出事項に変更がないときには、「事業所の名称及び所在地」「申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」「当該申請に係る事業の開始の予定年月日」「欠格事由に該当しないことを誓約する書面」「介護支援専門員の氏名及び登録番号」「その他指定に関し必要と認める事項」を除いて、申請書への記載又は書類の提出を省略できます。また、既に地域密着型介護予防サービス事業所の指定を受けている事業者が、地域密着型サービス事業所の指定を受ける場合においても同様です。

付表 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ	ニジュウヨジカンタイオウガタベストケアハウモンカイゴ									
	名称	24時間対応型ベストケア訪問介護									
	所在地	(郵便番号 299-0257) 千葉県 袖ヶ浦市 神納1-19-3 グローバル・ヴィレッジ10号									
	連絡先	電話番号				FAX番号					
	Email	9836iwvr@jcom.zaq.ne.jp									
管理者	フリガナ	ヒラノ シンゴ			住所	(郵便番号 - )					
	氏名	平野 真吾									
	生年月日										
者	他事業所の従業者との兼務の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			事業所の名称						
					兼務する職種及び勤務時間等						
連携する訪問看護事業所 (連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護を実施する場合のみ記載)					名称	ベストケア訪問看護ステーション					
					住所	〒293-0001 千葉県富津市大堀1-8-14 (〒299-0257 千葉県袖ヶ浦市神納1-19-3グローバル・ヴィレッジ14号)					
○人員に関する基準の確認に必要な事項											
従業者の職種・員数	訪問介護員等				オペレーター		看護職員		うち計画作成 責任者		
	定期巡回 サービス		随時訪問 サービス								
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
	常勤(人)	2	5	2	5		4				4
	非常勤(人)		6		6		0				0
常勤換算後の人数(人)											
添付書類		別添のとおり									

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合)

事業所	フリガナ									
	名称									
	所在地	(郵便番号 - ) 県 市								
	連絡先	電話番号				FAX番号				
	Email									

- 備考 1 記入欄が不足する場合は、遮宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。  
 2 当該事業を事業所所在地以外の場所(いわゆる出張所)で一部実施する場合、下段の表に所在地等を記載してください。また、従業者については、上段の表に出張所に勤務する職員も含めて記載してください。

# 事業所位置図



# 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定に係る基準(連携型)

## (1) 人員に関する基準

【袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第3条、第4条】

職種	資格等	配置基準	書類審査
管理者		常勤専従の者。管理上支障がない場合は、以下の兼務を可とする。 ①当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事する場合 ②同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事する場合	○  従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表より、配置を確認しました。
オペレーター	①看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員 ②上記に加え、1年以上訪問介護のサービス提供責任者として従事した者(介護職員初任者研修課程修了者及び旧訪問介護職員養成研修2級修了者にあつては、3年以上)でも可	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する時間帯を通じて1以上確保されるために必要な数以上。利用者の処遇に支障がない場合は、以下の兼務を可とする。 ①当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事する場合 ②同一敷地内の指定訪問介護事業所、指定訪問看護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事する場合	○  従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表より、配置を確認しました。
訪問介護員等	介護福祉士、初任者研修修了者、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、訪問介護員1級、訪問介護員2級、看護師、准看護師、保健師	①定期巡回サービスを行う訪問介護員等 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上。 ②随時訪問サービスを行う訪問介護員等 提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上。利用者の処遇に支障がない場合は、以下の兼務を可とする。 ⑦当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又はオペレーター業務に従事する場合 ⑧同一施設内の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事する場合	○  従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表より、配置を確認しました。
計画作成責任者	看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者であつて看護師、介護福祉士等であるものうち1人以上	○  従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表より、配置を確認しました。

## (2)設備に関する基準

【袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第5条】

区分	基準	書類審査
事務室	事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましい。ただし、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区別される場合は、他の事業と同一の事務室であっても可。 利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。	○  事業所の平面図より確認しました。 また、現地確認を行いました。
その他必要な設備及び備品	手指を洗浄、消毒するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮するものとする。	○  設備・備品等に係る一覧表より確認しました。 また、現地確認を行いました。
オペレーターが使用する機器等	利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させなければならない。 ①利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等 ②随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等	○  設備・備品等に係る一覧表より確認しました。 また、現地確認を行いました。
利用者に配布するケアコール端末	利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布しなければならない。ただし、利用者が適切にオペレーターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りでない。	○  設備・備品等に係る一覧表より確認しました。 また、現地確認を行いました。

## (3)運営に関する基準

【袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第6条～第41条】

基準	書類審査
(1)事業の目的及び運営の方針 (2)従業者の職種、員数及び職務の内容 (3)営業日及び営業時間 (4)指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額 (5)通常の事業の実施地域 (6)個人情報の取扱い方法 (7)緊急時等における対応方法 (8)非常災害対策 (9)その他の運営に関する重要事項	○  運営規程より確認しました。

## ②社会福祉法人永和会

項目	内容
申請者名	社会福祉法人永和会
申請者所在地	鴨川市南小町809番1
代表者氏名	柳生 良雄
事業所名	社会福祉法人永和会 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
事業所所在地	袖ヶ浦市蔵波3037番地1
サービス種別	定期巡回・随時対応型訪問介護看護（連携型）
指定年月日	令和2年4月1日
併設サービス	介護老人福祉施設 短期入所生活介護
連携先	運営法人：株式会社 R.O.F 事業所名：訪問看護ステーションロフ 事業所所在地：木更津市大和2丁目12番10号

平成29年度に、介護老人福祉施設に定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を併設して整備・運営を行う法人の公募を実施しました。平成29年8月16日開催の庁内選定委員会で選定された当該法人より指定申請があったため、新規指定を行うものです。



受付番号

指定地域密着型サービス事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者指定(更新)申請書

令和2年2月27日

所在地 千葉県鴨川市南小町字免上809番1

申請者 名称 社会福祉法人永和会  
理事長 柳生良雄 印

介護保険法に規定する事業者に係る指定(更新)を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

事業所所在市町村番号

申請者	フリガナ 名称	シキイクワシツギンソウエイカイ 社会福祉法人永和会				
	主たる事務所の所在地	(郵便番号296-0104) 千葉県鴨川市南小町字免上809番1 (ビルの名称等)				
	連絡先	電話番号	04-7094-5558	FAX番号	04-7094-5557	
	法人の種類別	社会福祉法人	法人所轄庁	千葉県		
代表者の職名・氏名・生年月日	職名	理事長	フリガナ 氏名	ヤキウヨシオ 柳生良雄	生年月日	
	(郵便番号)					
代表者の住所	(郵便番号)					
指定(更新)を受けようとする事業所の種類	事業所等の所在地	(郵便番号299-0243) 千葉県袖ヶ浦市蔵波3037番地1				
	同一所在地において行う事業の種類	実施事業	指定(更新)申請をする事業の事業開始予定年月日	既に指定を受けている事業の指定年月日	様式	
	地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	令和2年4月1日		
		夜間対応型訪問介護				
		地域密着型通所介護				
		認知症対応型通所介護				
		小規模多機能型居宅介護				
		認知症対応型共同生活介護				
		地域密着型特定施設入居者生活介護				
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				
複合型サービス						
介護予防	地域密着型 介護予防 認知症対応型通所介護					
	介護予防小規模多機能型居宅介護					
	介護予防認知症対応型共同生活介護					
介護保険事業所番号	(既に指定を受けている場合)					
指定を受けている他市町村名						
医療機関コード等						

- 備考1 「受付番号」「事業所所在市町村番号」欄には記載しないでください。
- 2 「法人の種類別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
- 3 「法人所轄庁」欄、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「実施事業」欄は、今回申請するもの及び既に指定を受けているものについて、該当する欄に「○」を記入してください。
- 5 「指定(更新)申請をする事業の事業開始予定年月日」欄は、該当する欄に事業の開始予定年月日を記載してください。
- 6 「既に指定を受けている事業の指定年月日」欄は、介護保険法による指定事業者として指定された年月日を記載してください。
- 7 保険医療機関、保健薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。
- 8 既に地域密着型サービス事業者の指定を受けている事業者が、地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受ける場合において、届出事項に変更がないときには、「事業所の名称及び所在地」「申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」「当該申請に係る事業の開始の予定年月日」「欠格事由に該当しないことを誓約する書面」「介護支援専門員の氏名及び登録番号」「その他指定に関し必要と認める事項」を除いて、申請書への記載又は書類の提出を省略できます。また、既に地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けている事業者が、地域密着型サービス事業者の指定を受ける場合においても同様です。

付表 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定に係る記載事項

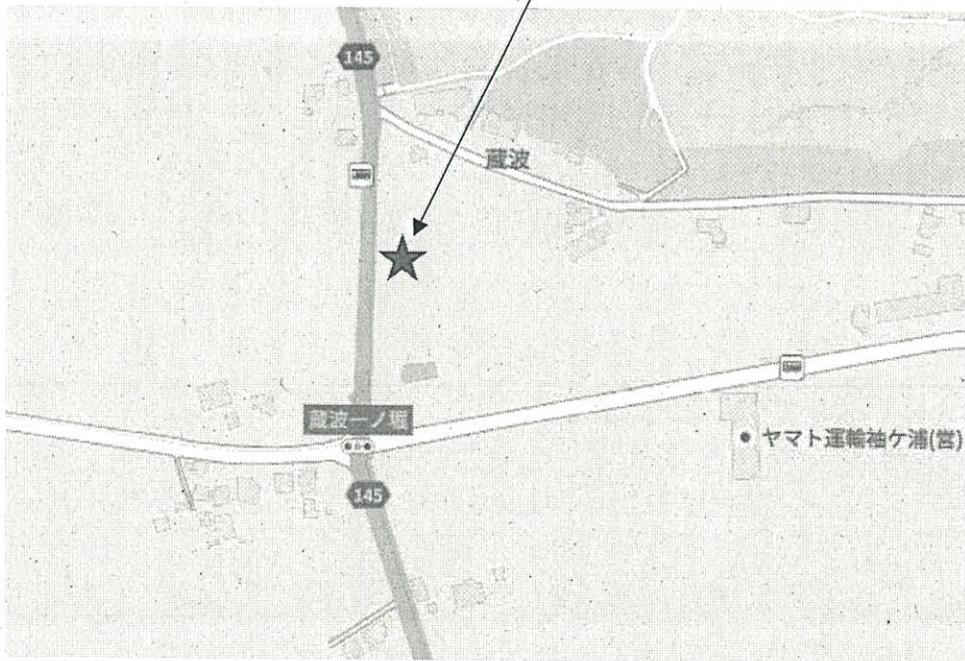
事業所	フリガナ	シャカイフクシホウジンエイワカイ テイキジュンカイ・ス`イジ`タイオウガ`妹ウモンカイゴ`カゴ`シ`キ`ヨウシヨ									
	名称	社会福祉法人永和会 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所									
	所在地	(郵便番号299-0243) 千葉県袖ヶ浦市蔵波3037番地1									
	連絡先	電話番号	0438-38-5551			FAX番号	0438-38-5553			Email	
管理者	フリガナ	ワタゲチカコ			住所	(郵便番号 )					
	氏名	渡口貴子									
	生年月日										
他事業所の従業者との兼務の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	事業所の名称			特別養護老人ホーム蔵波						
		兼務する職種及び勤務時間等			施設長 日勤 9:00~18:00						
連携する訪問看護事業所 (連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護を実施する場合のみ記載)		名称		訪問看護ステーション ロフ							
		住所		(郵便番号292-0805) 千葉県木更津市大和2丁目12-10							
○人員に関する基準の確認に必要な事項											
従業者の職種・員数		訪問介護員等				オペレーター		看護職員		うち計画作成責任者	
		定期巡回サービス		随時訪問サービス							
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤(人)			4		4		4				4
非常勤(人)			1		1		1				1
常勤換算後の人数(人)											
添付書類		別添のとおり									

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合)

事業所	フリガナ									
	名称									
	所在地	(郵便番号 - ) 県 市								
	連絡先	電話番号				FAX番号				Email

- 備考 1 記入欄が不足する場合は、遮宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。  
 2 当該事業を事業所所在地以外の場所(いわゆる出張所)で一部実施する場合、下段の表に所在地等を記載してください。また、従業者については、上段の表に出張所に勤務する職員も含めて記載してください。

# 事業所位置図



# 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定に係る基準(連携型)

## (1) 人員に関する基準

【袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第3条、第4条】

職種	資格等	配置基準	書類審査
管理者		<p>常勤専従の者。管理上支障がない場合は、以下の兼務を可とする。</p> <p>①当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事する場合</p> <p>②同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事する場合</p>	<p>○</p> <p>従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表より、配置を確認しました。</p>
オペレーター	<p>①看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員</p> <p>②上記に加え、1年以上訪問介護のサービス提供責任者として従事した者(介護職員初任者研修課程修了者及び旧訪問介護職員養成研修2級修了者にあつては、3年以上)でも可</p>	<p>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する時間帯を通じて1以上確保されるために必要な数以上。利用者の処遇に支障がない場合は、以下の兼務を可とする。</p> <p>①当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事する場合</p> <p>②同一敷地内の指定訪問介護事業所、指定訪問看護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事する場合</p>	<p>○</p> <p>従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表より、配置を確認しました。</p>
訪問介護員等	<p>介護福祉士、初任者研修修了者、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、訪問介護員1級、訪問介護員2級、看護師、准看護師、保健師</p>	<p>①定期巡回サービスを行う訪問介護員等 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上。</p> <p>②随時訪問サービスを行う訪問介護員等 提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上。利用者の処遇に支障がない場合は、以下の兼務を可とする。</p> <p>⑦当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又はオペレーター業務に従事する場合</p> <p>⑧同一施設内の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事する場合</p>	<p>○</p> <p>従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表より、配置を確認しました。</p>
計画作成責任者	<p>看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員</p>	<p>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者であつて看護師、介護福祉士等であるものうち1人以上</p>	<p>○</p> <p>従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表より、配置を確認しました。</p>

## (2)設備に関する基準

【袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第5条】

区分	基準	書類審査
事務室	事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましい。ただし、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区別される場合は、他の事業と同一の事務室であっても可。 利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。	○  事業所の平面図より確認しました。 また、現地確認を行いました。
その他必要な設備及び備品	手指を洗浄、消毒するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮するものとする。	○  設備・備品等に係る一覧表より確認しました。 また、現地確認を行いました。
オペレーターが使用する機器等	利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けられることができるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させなければならない。 ①利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等 ②随時適切に利用者からの通報を受けられることができる通信機器等	○  設備・備品等に係る一覧表より確認しました。 また、現地確認を行いました。
利用者に配布するケアコール端末	利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布しなければならない。ただし、利用者が適切にオペレーターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りでない。	○  設備・備品等に係る一覧表より確認しました。 また、現地確認を行いました。

## (3)運営に関する基準

【袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第6条～第41条】

基準	書類審査
(1)事業の目的及び運営の方針 (2)従業者の職種、員数及び職務の内容 (3)営業日及び営業時間 (4)指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額 (5)通常の事業の実施地域 (6)個人情報の取扱い方法 (7)緊急時等における対応方法 (8)非常災害対策 (9)その他の運営に関する重要事項	○  運営規程より確認しました。

## 審議案件(2) 令和元年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について

●指定介護予防支援、介護予防ケアマネジメント:介護予防支援も介護予防ケアマネジメントも基本的な考え方や流れは同じであり、要支援者等がサービスの円滑な利用ができるよう、心身の状況を把握しケアプランを作成したり、サービス事業者との連絡調整等を行う業務です。

●令和2年3月1日現在、49事業所(市内10事業所、市外39事業所)と契約しております。今回追加となる下記の事業所より本市との業務委託契約の希望がありましたので、委託契約の可否についてご審議頂くものです。なお、本事業所は平成28年9月より居宅介護支援事業所として運営実績がございます。

### 令和元年度 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務 委託事業所 (追加分)

NO	契約日	事業所番号	事業所名	居宅介護支援事業所					運営主体			
				住 所	指定取得	指定更新	管理者	常勤換算	法人名	代表者役職	代表者	住 所
50	令和2年3月12日(予定)	1271102517	ケアマネジャー事業所 ベストケア	木更津市貝淵1-14-29	平成28年9月1日		石橋 京子	1.4	合同会社BMO	代表社員	新沼 徹	木更津市貝淵1-14-29

## 報告案件（１）小規模多機能型居宅介護事業(令和２年度指定分)の 公募結果等について

### １ 公募の概要

「袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第７期介護保険事業計画」に基づき、介護サービスに係る指定地域密着型サービス事業の適正な整備・充実を図るため、小規模多機能型居宅介護事業所を整備・運営する事業者の選定を行うにあたり、令和元年１１月１日から事業者の再々公募を実施しました。

項目	内容
開設年度	令和２年度
整備事業者数	１事業者
定員	２９名以下
日常生活圏域	市内全域

### ２ これまでの経過及び結果

令和元年１１月１日から事業者の公募を開始しましたが、令和２年２月１４日の応募書類受付期限をもって、今回の公募を終了したものです。

項目	期間	受付 件数
募集要項配布期間	令和元年１１月１日～令和２年２月１４日	
質問受付期間	令和元年１１月２５日～令和元年１２月６日	０件
事前協議申出書受付期間	令和元年１２月１６日～令和２年１月１０日	０件
応募書類受付期間	令和２年１月１４日～令和２年２月１４日	０件

《過去の状況》

平成２８年度 応募事業者なし  
 平成２９年度 応募事業者なし  
 平成３０年度 応募事業者なし  
 令和元年度 応募事業者なし

### ３ 令和２年度における公募の実施

募集期間等を再設定し、令和２年４月１日より令和２年度整備での公募を実施する予定です。

項目	期間
募集要項配布期間	令和２年４月１日～令和２年５月２９日
質問受付期間	令和２年４月１日～令和２年４月８日
事前協議申出書受付期間	令和２年４月２０日～令和２年４月２４日
応募書類受付期間	令和２年５月２０日～令和２年５月２９日

## 報告案件(2) 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について

介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について、新規指定が2件あったことから報告するものです。

1件目の「南区中央デイサービスセンター」につきまして、令和元年の台風19号により被災された高齢者が、住民票を移さずに愛知県名古屋市のご家族のもとに避難され、生活されています。当該被災者は要支援の介護認定を有しており、避難先の名古屋市にてデイサービスを利用したいとの申し出がありました。当該被災者は袖ヶ浦市の被保険者であり、本市の総合事業によるデイサービスを利用するには本市の指定が必要となるため、当該事業所より指定申請があったものです。なお、当該事業所に対しては、当該被災者の利用がなくなり次第、指定の廃止届を提出するよう依頼しております。

2件目の「ケアサポートわらく」は所在地は木更津市となりますが、近隣市であり、本市の被保険者の利用も想定されることから指定申請があったものです。

### 【新規】

事業所名	住所	サービス種別	運営主体			指定日	
			法人名	代表者役職	代表者	指定日	指定終了日
南区中央デイサービスセンター	愛知県名古屋市 南区鳥山町3-35	第1号通所事業	株式会社 HYD	代表取締役	吉田 実郎	令和2年2月1日	令和8年1月31日
ケアサポートわらく	木更津清見台東 2-1-2	第1号訪問事業	有限会社ワイエム	代表取締役	前山 よ志乃	令和2年2月1日	令和8年1月31日

## 報告案件 (3) 令和元年度認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績等について

### 1 報告の趣旨

介護給付に係る各種実績により、地域の動向を定期的に把握し、地域の課題に対応するため、本市の認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績等についてモニタリング（点検）を実施しましたので、その結果をご報告します。

### 2 報告の概要

令和元年度のモニタリング（点検）結果の概要は、下記のとおりです。

要介護度別の認定者数や各サービス別の給付実績などの詳細な内容につきましては、別紙（A3版）資料の表1～表6のとおりとなります。

#### (1) 第1号被保険者数

10月1日現在

		第6期計画			第7期計画		
		H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2
計画値	合計 (人)	14,981	15,527	16,315	16,710	<b>17,121</b>	17,532
実績値	合計 (人)	15,036	15,601	16,205	16,628	<b>16,967</b>	-

計画値を若干下回っておりますが、これまで同様に上昇傾向にあります。

後期高齢者人口は、H27年度と比較して1,500人以上増加しています。

#### (2) 要介護・要支援認定者数

10月1日現在

		第6期計画			第7期計画		
		H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2
計画値	合計 (人)	1,961	2,075	2,216	2,260	<b>2,388</b>	2,514
実績値	合計 (人)	1,917	2,046	2,154	2,262	<b>2,385</b>	-

要介護・要支援認定者の合計人数はほぼ計画どおりで推移しています。

#### (3) サービス受給者数 ※この項目に計画値はありません。

10月1日現在

		第6期計画			第7期計画	
		H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
実績値	合計受給者数 (人)	1,574	1,611	1,580	1,615	<b>1,708</b>

要介護認定者のうち概ね7割の方が実際にサービスを利用しています。

在宅受給者が100人以上増加しており、近年では最も大きい増加となっています。

#### (4) 介護サービス

単位：千円

区分		第7期計画(推計)			第7期計画(実績)			
		H30	H31 (R1)	R2	H30	執行率	H31 (R1)	執行率
合計	給付額	3,342,170	3,522,232	3,799,060	3,092,252	92.5%	2,677,499	76.0%

H31 (R1) 年度実績は、4月から1月までの10カ月分です。現時点での執行率については「83.3% (10カ月/12カ月)」を基準として捉えています。(以下同じ。)

1月分までの執行率は76.0%で、計画額に対してマイナス7.3%で推移しています。

令和元年度下半期は消費税増税や特定処遇改善加算の創設に伴う報酬改定により給付額の上昇が見込まれますが、給付費が不足する事態にはならない見込みです。

なお、計画額を下回っている主な要因としては、給付額の大きい「訪問介護」や「短期入所生活介護」が計画額を10%強下回っていることなどが挙げられます。

また、公募による整備に遅れが生じている「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や「小規模多機能型居宅介護」について、計画額との差が大きくなっております。

令和2年度には、新たに開設した「広域型特別養護老人ホーム80床（+短期入所生活介護事業所10床）」等の影響により、給付額の内訳に大きな変動が見込まれます。

## (5) 介護予防サービス

単位：千円

区分		第7期計画(推計)			第7期計画(実績)			
		H30	H31	H32	H30	執行率	H31(R1)	執行率
合計	給付額	73,529	85,269	94,737	57,336	78.0%	53,067	56.0%

1月分までの執行率は56.0%で、計画額に対してマイナス27.3%で推移しており、給付額が計画額を大きく下回る見込みです。

主な要因としては、「介護予防特定施設入所者生活介護」（いわゆる介護付き有料老人ホーム）が見込みよりも大幅に下回っていることや、介護サービスと同様に「介護予防小規模多機能型居宅介護」の利用が伸びていないことなどが挙げられます。

また、金額の算出は困難ですが、高齢者支援課（地域包括支援センター）の推進する「いきいき百歳体操」が広がりを見せるなど、介護予防の取組により、給付額の抑制が図られているものと考えます。

## (6) その他の給付等

単位：千円

区分	第7期計画(推計)			第7期計画(実績)			
	H30	H31	H32	H30	執行率	H31(R1)	執行率
特定入所者介護サービス費等(千円)	180,000	194,000	210,000	151,573	84.2%	128,317	66.1%
高額介護サービス費等(千円)	77,000	80,000	83,000	78,376	101.8%	69,299	86.6%
高額医療合算介護サービス費等(千円)	12,000	13,000	14,000	3,044	25.4%	10,758	82.8%
審査支払手数料(千円)	2,400	2,450	2,500	2,368	98.7%	2,119	86.5%

特定入所者介護サービス費等の執行率が計画を下回る形で推移しています。当該給付は、所得が低い世帯の方に対して施設入所等に係る食費・居住費を補足給付するものですが、令和2年2月の広域型特別養護老人ホーム開設により、今後の給付額に大きな変動が生じる可能性があります。

なお、受給者一人当たりの給付額を算出しますと、平成30年度実績で約210万円/年（約17.5万円/月）となっています。

介護保険被保険者数、要介護・要支援認定者数、サービス受給者数の推移

○表1 第1号被保険者数（前期・後期高齢者別）

10月1日現在

		第6期計画			第7期計画			2025年
		H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R7
計画値	合計（人）	14,981	15,527	16,315	16,710	17,121	17,532	18,109
	前期高齢者（人）	8,884	9,083	9,397	9,415	9,470	9,526	7,891
	後期高齢者（人）	6,097	6,444	6,918	7,295	7,651	8,006	10,218
実績値	合計（人）	15,036	15,601	16,205	16,628	16,967	-	-
	前期高齢者（人）	8,905	9,123	9,291	9,344	9,321	-	-
	後期高齢者（人）	6,131	6,478	6,914	7,284	7,646	-	-

（出典）（実績値）厚生労働省「介護保険事業状況報告」9月月報 （計画値）介護保険事業計画にかかる保険者からの報告値

○表2 要介護・要支援認定者数（第1号被保険者）

10月1日現在

		第6期計画			第7期計画			2025年
		H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R7
計画値	合計（人）	1,961	2,075	2,216	2,260	2,388	2,514	3,178
	要支援1（人）	191	200	214	281	298	314	393
	要支援2（人）	236	248	267	297	312	328	412
	要介護1（人）	380	409	458	444	469	492	626
	要介護2（人）	316	325	345	348	368	388	501
	要介護3（人）	310	342	369	329	348	367	473
	要介護4（人）	278	288	290	346	365	387	478
	要介護5（人）	250	263	273	215	228	238	295
実績値	合計（人）	1,917	2,046	2,154	2,262	2,385	-	-
	要支援1（人）	215	256	282	277	305	-	-
	要支援2（人）	241	257	277	277	298	-	-
	要介護1（人）	393	392	455	482	546	-	-
	要介護2（人）	290	315	327	360	363	-	-
	要介護3（人）	280	296	302	293	331	-	-
	要介護4（人）	282	313	315	342	324	-	-
	要介護5（人）	216	217	196	231	218	-	-

（出典）（実績値）厚生労働省「介護保険事業状況報告」9月月報 （計画値）介護保険事業計画にかかる保険者からの報告値

○表3 サービス受給者数

10月1日現在

		第6期計画			第7期計画	
		H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
実績値	施設受給者数（人）	412	438	436	436	421
	居住系受給者数（人）	52	59	65	68	69
	在宅受給者数（人）	1,110	1,114	1,079	1,111	1,218
	合計受給者数（人）	1,574	1,611	1,580	1,615	1,708

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」9月月報

介護保険サービス量の見込と実績

○表4 介護サービス

単位：人、千円

※R1実績は4月から1月までの10か月分

区分	第6期計画(実績)			第7期計画(推計)			第7期計画(実績)				
	H27	H28	H29	H30	H31(R1)	R2	H30	執行率	H31(R1)	執行率	
訪問介護	1月当たり利用人数	230.7	243.3	247.8	273.0	284.0	280.0	253.8		279.3	
	1人1月当たり受給額	62.0	63.7	60.2	65.4	65.5	64.9	60.4		57.7	
	給付額	171,634	185,874	178,966	214,257	223,333	218,078	183,964	85.9%	161,205	72.2%
訪問入浴介護	1月当たり利用人数	39.5	42.5	41.6	49.0	51.0	48.0	37.1		37.2	
	1人1月当たり受給額	54.9	52.5	55.6	54.3	54.8	54.4	53.6		53.2	
	給付額	26,034	26,800	27,768	31,951	33,530	31,348	23,862	74.7%	19,772	59.0%
訪問看護	1月当たり利用人数	62.8	72.7	81.1	80.0	82.0	76.0	80.6		79.7	
	1人1月当たり受給額	39.9	38.0	39.5	43.0	43.1	43.1	42.6		40.9	
	給付額	30,117	33,141	38,424	41,252	42,414	39,273	41,220	99.9%	32,624	76.9%
訪問リハビリテーション	1月当たり利用人数	8.7	10.5	11.1	13.0	14.0	14.0	14.8		15.4	
	1人1月当たり受給額	28.9	35.9	34.1	34.8	36.8	36.8	30.0		30.8	
	給付額	3,006	4,528	4,539	5,427	6,187	6,187	5,303	97.7%	4,739	76.6%
居宅療養管理指導	1月当たり利用人数	82.0	106.4	116.8	125.0	134.0	135.0	132.5		148.4	
	1人1月当たり受給額	12.9	12.0	11.2	11.9	11.9	11.9	11.6		11.1	
	給付額	12,672	15,265	15,710	17,846	19,127	19,271	18,462	103.5%	16,515	86.3%
通所介護	1月当たり利用人数	413.7	251.8	261.9	284.0	292.0	282.0	279.1		308.2	
	1人1月当たり受給額	76.1	70.8	73.0	74.7	74.8	73.9	73.1		73.1	
	給付額	377,868	213,943	229,342	254,494	262,001	250,182	244,738	96.2%	225,413	86.0%
通所リハビリテーション	1月当たり利用人数	164.8	154.9	166.4	190.0	203.0	206.0	180.1		198.4	
	1人1月当たり受給額	72.1	74.5	73.2	74.9	75.2	74.6	70.1		69.8	
	給付額	142,614	138,494	146,162	170,863	183,155	184,355	151,492	88.7%	138,415	75.6%
短期入所生活介護	1月当たり利用人数	203.0	217.6	217.8	247.0	259.0	243.0	207.0		210.6	
	1人1月当たり受給額	140.9	140.0	147.1	146.0	146.7	147.2	150.5		156.8	
	給付額	343,285	365,554	384,473	432,602	455,921	429,151	373,749	86.4%	330,325	72.5%
短期入所療養介護	1月当たり利用人数	13.5	11.2	9.7	16.0	17.0	17.0	14.2		18.9	
	1人1月当たり受給額	78.0	67.5	67.7	89.9	91.4	91.4	80.0		71.7	
	給付額	12,629	9,047	7,853	17,252	18,647	18,647	13,598	78.8%	13,542	72.6%
特定施設入所者生活介護	1月当たり利用人数	18.6	23.1	27.3	32.0	39.0	48.0	33.0		32.2	
	1人1月当たり受給額	182.7	176.2	183.6	190.1	192.4	194.1	185.5		190.0	
	給付額	40,739	48,818	60,034	73,004	90,045	111,823	73,464	100.6%	61,194	68.0%
福祉用具貸与	1月当たり利用人数	431.3	456.6	475.8	540.0	575.0	578.0	505.6		573.3	
	1人1月当たり受給額	14.6	14.9	14.8	15.0	15.1	15.0	14.3		14.2	
	給付額	75,331	81,404	84,691	97,459	104,379	103,788	86,624	88.9%	81,672	78.2%
特定福祉用具購入	1月当たり利用人数	10.8	11.8	11.8	13.0	14.0	15.0	12.3		12.5	
	1人1月当たり受給額	25.7	26.4	27.2	27.8	28.0	28.3	25.5		27.0	
	給付額	3,310	3,726	3,833	4,338	4,704	5,089	3,747	86.4%	3,377	71.8%
住宅改修	1月当たり利用人数	7.4	8.3	7.8	9.0	10.0	10.0	10.5		8.8	
	1人1月当たり受給額	108.1	109.8	99.5	111.5	112.0	112.0	101.9		93.9	
	給付額	9,620	10,981	9,251	12,042	13,443	13,443	12,842	106.6%	8,266	61.5%
居宅介護支援	1月当たり利用人数	831.3	880.0	910.0	993.0	1,061.0	1,088.0	941.8		1,021.8	
	1人1月当たり受給額	14.3	14.2	14.5	14.7	14.7	14.7	14.7		14.9	
	給付額	143,078	149,623	158,127	175,066	187,424	191,816	165,938	94.8%	151,902	81.0%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1月当たり利用人数	0.0	0.2	1.0	15.0	21.0	50.0	0.9		1.1	
	1人1月当たり受給額	-	120.0	155.2	173.0	168.2	159.1	124.2		188.2	
	給付額	0	240	1,862	31,140	42,378	95,460	1,366	4.4%	2,070	4.9%
認知症対応型通所介護	1月当たり利用人数	5.1	4.1	3.9	6.0	6.0	6.0	4.2		5.7	
	1人1月当たり受給額	41.5	46.9	45.8	87.4	87.5	87.5	62.7		77.2	
	給付額	2,533	2,297	2,152	6,296	6,298	6,298	3,134	49.8%	4,401	69.9%
小規模多機能型居宅介護	1月当たり利用人数	1.5	6.0	8.6	12.0	19.0	26.0	7.2		7.9	
	1人1月当たり受給額	296.5	216.8	217.0	186.5	204.9	195.3	234.6		228.6	
	給付額	5,337	15,611	22,353	26,863	46,706	60,924	20,177	75.1%	18,061	38.7%
認知症対応型共同生活介護	1月当たり利用人数	34.7	34.8	34.1	38.0	38.0	38.0	34.3		34.1	
	1人1月当たり受給額	247.6	249.4	255.2	255.2	255.3	255.3	251.8		251.9	
	給付額	103,009	104,018	104,369	116,374	116,426	116,426	103,471	88.9%	85,894	73.8%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1月当たり利用人数	57.5	76.5	81.1	87.0	87.0	87.0	80.6		84.8	
	1人1月当たり受給額	255.4	245.2	259.6	260.1	260.2	260.2	265.5		273.8	
	給付額	176,192	225,105	252,621	271,546	271,668	271,668	256,759	94.6%	232,185	85.5%
看護小規模多機能型居宅介護	1月当たり利用人数	0	0	0	0	0	11	0		0	
	1人1月当たり受給額	-	-	-	-	-	236	-		-	
	給付額	0	0	0	0	0	31,086	0	-	0	-
地域密着型通所介護	1月当たり利用人数	-	217.7	209.2	228.0	234.0	224.0	214.1		238.8	
	1人1月当たり受給額	-	72.1	83.3	83.1	83.2	82.4	82.3		80.6	
	給付額	0	188,316	209,059	227,310	233,676	221,455	211,345	93.0%	192,448	82.4%
介護老人福祉施設	1月当たり利用人数	201.5	190.1	184.6	188.0	197.0	262.0	186.3		176.6	
	1人1月当たり受給額	242.1	236.8	239.4	242.2	242.4	242.5	250.4		256.6	
	給付額	585,415	540,194	530,217	546,339	573,104	762,531	559,572	102.4%	453,154	79.1%
介護老人保健施設	1月当たり利用人数	147.0	160.6	163.0	162.0	165.0	168.0	157.7		151.4	
	1人1月当たり受給額	280.3	272.8	273.5	274.8	275.1	275.2	274.7		279.0	
	給付額	494,494	525,607	535,048	534,266	544,631	554,758	519,816	97.3%	422,347	77.5%
介護療養型医療施設	1月当たり利用人数	7.8	7.3	6.4	8.0	10.0	13.0	4.6		5.8	
	1人1月当たり受給額	314.0	328.6	329.7	356.1	358.6	359.0	320.2		310.0	
	給付額	29,517	28,914	25,386	34,183	43,035	56,003	17,609	51.5%	17,978	41.8%
合計	給付額	2,788,434	2,917,500	3,032,240	3,342,170	3,522,232	3,799,060	3,092,252	92.5%	2,677,499	76.0%

○表5 介護予防サービス

単位：人、千円

※R1実績は4月から1月までの10か月分

区分	第6期計画(実績)			第7期計画(推計)			第7期計画(実績)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H30	執行率	H31(R1)	執行率	
介護予防訪問入浴	1月当たり利用人数	0.4	0.1	1.0	0.0	0.0	0.0	1.4		2.6	
	1人1月当たり受給額	30.2	16.0	29.9	-	-	-	35.4		32.8	
	給付額	151	16	359	0	0	0	602	皆増	852	皆増
介護予防訪問看護	1月当たり利用人数	11.3	13.1	15.0	15.0	15.0	16.0	17.2		15.5	
	1人1月当たり受給額	27.1	31.1	35.6	32.9	32.9	33.2	34.8		29.9	
	給付額	3,686	4,888	6,413	5,916	5,919	6,378	7,178	121.3%	4,634	78.3%
介護予防訪問リハビリテーション	1月当たり利用人数	0.6	1.0	1.0	1.0	1.0	2.0	1.7		3.8	
	1人1月当たり受給額	24.9	19.0	17.2	17.3	17.3	20.9	24.1		23.2	
	給付額	174	228	206	207	207	501	481	232.4%	883	426.6%
介護予防居宅療養管理指導	1月当たり利用人数	7.0	10.3	10.3	15.0	15.0	15.0	11.3		15.6	
	1人1月当たり受給額	12.5	11.6	9.3	10.5	10.5	11.2	11.4		10.1	
	給付額	1,050	1,423	1,150	1,882	1,883	2,011	1,542	81.9%	1,572	83.5%
介護予防通所リハビリテーション	1月当たり利用人数	62.6	53.8	48.3	70.0	73.0	77.0	51.0		58.4	
	1人1月当たり受給額	32.5	31.6	32.5	32.1	32.1	32.3	33.2		31.8	
	給付額	24,378	20,442	18,837	26,968	28,162	29,811	20,340	75.4%	18,578	66.0%
介護予防短期入所生活介護	1月当たり利用人数	2.4	4.8	3.2	5.0	5.0	6.0	3.8		4.1	
	1人1月当たり受給額	27.3	43.8	28.0	51.4	51.4	46.3	34.8		30.8	
	給付額	791	2,497	1,065	3,083	3,084	3,331	1,568	50.9%	1,264	41.0%
介護予防短期入所療養介護	1月当たり利用人数	0.1	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.3		0.0	
	1人1月当たり受給額	21.0	50.0	11.0	-	-	-	19.7		0.0	
	給付額	21	100	11	0	0	0	59	皆増	0	-
介護予防特定施設入所者生活介護	1月当たり利用人数	1.3	3.8	3.9	7.0	10.0	13.0	1.3		4.3	
	1人1月当たり受給額	80.4	67.1	66.4	84.8	86.3	83.2	48.0		60.7	
	給付額	1,286	3,021	3,122	7,126	10,354	12,986	720	10.1%	2,612	25.2%
介護予防福祉用具貸与	1月当たり利用人数	88.0	104.4	113.8	125.0	131.0	137.0	120.8		128.5	
	1人1月当たり受給額	5.9	6.0	5.0	5.6	5.6	5.6	5.3		5.7	
	給付額	6,259	7,479	6,870	8,397	8,800	9,203	7,745	92.2%	7,340	83.4%
特定介護予防福祉用具購入	1月当たり利用人数	3.6	2.8	2.5	3.0	3.0	3.0	2.5		4.2	
	1人1月当たり受給額	20.4	19.6	21.0	24.8	24.8	24.8	20.7		20.9	
	給付額	876	665	631	894	894	894	621	69.5%	876	98.0%
介護予防住宅改修	1月当たり利用人数	3.8	3.8	4.2	4.0	4.0	4.0	4.8		4.8	
	1人1月当たり受給額	119.3	123.4	115.7	126.5	126.5	126.5	90.4		107.9	
	給付額	5,370	5,553	5,785	6,073	6,073	6,073	5,245	86.4%	5,178	85.3%
介護予防支援	1月当たり利用人数	276.3	204.8	156.3	173.0	182.0	195.0	165.7		176.5	
	1人1月当たり受給額	4.7	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.7		4.7	
	給付額	15,461	11,425	8,683	9,546	10,047	10,765	9,261	97.0%	8,254	82.2%
介護予防認知症対応型通所介護	1月当たり利用人数	1.8	2.4	3.0	3.0	3.0	3.0	1.3		0.0	
	1人1月当たり受給額	50.4	36.2	38.8	54.7	54.7	54.7	37.5		0.0	
	給付額	1,108	1,051	1,398	1,969	1,970	1,970	563	28.6%	6	0.3%
介護予防小規模多機能型居宅介護	1月当たり利用人数	0.0	0.0	0.3	2.0	11.0	15.0	1.0		1.8	
	1人1月当たり受給額	-	-	146.3	61.2	59.7	60.1	57.1		56.6	
	給付額	0	0	439	1,468	7,876	10,814	685	46.7%	1,018	12.9%
介護予防認知症対応型共同生活介護	1月当たり利用人数	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.3		0.0	
	1人1月当たり受給額	-	-	237.8	-	-	-	242.0		0.0	
	給付額	0	0	1,189	0	0	0	726	皆増	0	-
合計	給付額	60,611	58,788	56,158	73,529	85,269	94,737	57,336	78.0%	53,067	56.0%

○表6 その他の給付等

区分	第6期計画(実績)			第7期計画(推計)			第7期計画(実績)			
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H30	執行率	H31(R1)	執行率
特定入所者介護サービス費等(千円)	176,081	169,657	158,130	180,000	194,000	210,000	151,573	84.2%	128,317	66.1%
高額介護サービス費等(千円)	65,747	70,273	74,762	77,000	80,000	83,000	78,376	101.8%	69,299	86.6%
高額医療合算介護サービス費等(千円)	8,339	2,367	17,724	12,000	13,000	14,000	3,044	25.4%	10,758	82.8%
審査支払手数料(千円)	2,358	2,388	2,262	2,400	2,450	2,500	2,368	98.7%	2,119	86.5%

(表4~6 留意事項)

- ・給付額の合計については、千円単位(四捨五入)で記載していることから、端数処理の関係で決算額等と一致しません。
- ・介護予防サービスの「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」は、平成29年度をもって地域支援事業に完全に移行したため掲載していません。

## **報告案件（４）令和２年度袖ヶ浦市地域包括支援センター運営方針 について**

### **１ 策定の趣旨**

地域包括ケアシステムの構築を進めていくうえで、地域包括支援センターの機能強化は重要な課題となっており、地域包括支援センターがその機能を適切に発揮していくためには、運営にあたっての方針を定めるとともに、業務の状況を明らかにする必要があることから、令和元年度より地域包括支援センターの運営方針、重点目標及び事業計画を策定することといたしました。

### **２ 内容の概要**

運営方針につきましては、運営上の基本理念、業務推進の方針、具体的な業務等、令和元年度を踏襲する形としております。

また、本資料の最後に併せて添付しております、「令和２年度 袖ヶ浦市地域包括支援センターにおける重点目標及び事業計画」につきましても、基本的には令和元年度を踏襲し、うち、事業計画につきましては、各事業ごとに具体的に定めております。



令和2年度

袖ヶ浦市地域包括支援センター運営方針（案）

令和2年4月

袖ヶ浦市福祉部高齢者支援課

## 1 策定の目的

この「袖ヶ浦市地域包括支援センター運営方針」は、袖ヶ浦市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本理念、業務推進の方針などを明確にするとともに、センター業務の円滑で効率的な実施に資することを目的に策定する。

## 2 センターの目的

センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職を配置し、その専門知識や技能を互いに活かしながらチームで活動することにより、包括的および継続的な支援を行う地域包括ケアを実現することを目的とする。

## 3 運営の基本理念

地域包括ケアの実現のために、以下の視点を取り入れる。

### (1) 「公益性」の視点

センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う公益的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行う。

センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行う。

### (2) 「地域性」の視点

センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であり、地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。

地域ケア会議、その他地域で行われる活動等を通じて、地域住民や関係機関、サービス利用者の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組む。

### (3) 「協働性」の視点

センターに保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置し、専門職が専門性を活用しながら相互に情報共有し、連携・協働する「チームアプローチ」を実践する。

さらに、地域の保健・福祉・医療の専門職や民生委員等の関係者と連携を図りながら業務を推進する。

## 4 業務推進の方針

### (1) 共通事項

#### ア 事業計画

センターは、毎年度重点目標を設定し、事業計画を策定する。

## イ 職員の配置

センターには次の職員を配置する。

なお、包括的支援事業担当の職員配置については、袖ヶ浦市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例（平成27年3月17日条例第2号）を遵守する。

### (7) 管理責任者

事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとして、管理責任者を1名配置する。

### (4) 包括的支援事業担当者

センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとにそれぞれ保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員を各1名以上常勤で配置する。

### (ウ) その他の職員

(ア)・(イ)に掲げるもののほか、必要に応じて事務職等の職員を配置する。

## ウ 職員の姿勢

センター業務は、地域で暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続できるための支援であることを念頭に置き、常に当事者の最善の利益を図るために業務を遂行する。

## エ 職員の資質向上

センターの職員は、相談技術やケアマネジメント技術の向上等、業務に必要な知識や技術の習得を目的とした研修等に積極的に参加し、各職員が学んだ内容をセンター職員間で伝達、共有することにより、センター全体のスキルアップに努めるものとする。

## オ 個人情報の保護

センターは業務上、高齢者等の個人情報を知り得る立場にあり、その保護については個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の秘密保持義務並びに袖ヶ浦市個人情報保護条例（平成8年条例第15条）が定める基準の内容を遵守する。

## カ 広報活動

センターの業務を適切に実施していくため、また業務への理解と協力を得るためにパンフレットやチラシ、広報紙等を作成し、様々な場所や機関への配布等を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報する。

## キ 窓口機能の強化等

センターの業務全般を効果的に推進するため、住民の利便性を考慮し住民からの相談を受け付け直接対応したり、あるいは、センターへつなぐことを目的に、下記のとおりサブセンター（支所）及びブランチ（窓口）を設置・運営する。

### (7) サブセンター

#### a 長浦・蔵波地区

名称 地域包括支援ながうらサブセンター

所在地 袖ヶ浦市蔵波634-1 長浦おかのうえ図書館1階

#### b 中川・富岡・平岡地区

名称 地域包括支援ひらかわサブセンター

所在地 袖ヶ浦市横田115-1 平川公民館1階

### (イ) ブランチ

#### a 昭和・根形地区ブランチ

名称 袖ヶ浦菜の花苑(特別養護老人ホーム 袖ヶ浦菜の花苑内)

所在地 袖ヶ浦市神納4181-20

#### b 長浦・蔵波地区ブランチ

名称 サニーヒル(特別養護老人ホーム サニーヒル内)

所在地 袖ヶ浦市久保田857-9

#### c 中川・富岡・平岡地区ブランチ

名称 袖ヶ浦瑞穂(特別養護老人ホーム 袖ヶ浦瑞穂内)

所在地 袖ヶ浦市野里1452-4

## (2) 地域包括ケアシステムの構築方針

センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して、尊厳あるその人らしい生活を維持することができるように、介護保険制度によるサービスのみならず、その他の公的なサービスや民間の提供するサービスの活用等、包括的な支援・サービス提供体制を構築し、一人ひとりの暮らしと生きがいを共に創り、高めあう地域共生社会への実現を目指し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていくものとする。

## (3) 地域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

センターは、地域包括ケアの推進のため、その中核機関としての役割を常に意識し、地域の住民や関係団体等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域のニーズ・課題の把握に努め、解決に向けて地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な運営を行うものとする。

#### **(4) 介護事業者・医療機関・民生委員等の関係者とのネットワーク構築の方針**

センターは、高齢者が介護サービスや保健医療福祉サービス等を適切に利用できるよう、地域における多職種連携を進めるため、介護事業者、医療機関、民生委員、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、高齢者支援のためのネットワーク構築を推進するものとする。

#### **(5) 介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針**

センターは、介護支援専門員に対して専門的な見地から、日常的業務の相談等に応じるとともに、支援困難なケースについては、具体的な支援方針を検討しながら助言・指導を行う。

また、個々の介護支援専門員の抱える課題やニーズを把握し、地域の介護支援専門員全体で共有できるような取組みを行い、介護支援専門員の問題解決能力を高める支援に努める。

#### **(6) 市関係部局との連携方針**

センターは、地域住民の総合相談に応じつつ、適切に地域住民の保健福祉の推進が図れるよう市関係部局とも連携し、包括的支援事業等の適切な運営を行う。

#### **(7) その他の方針**

センターは、その他地域の実情に応じて運営協議会が必要であると判断したものについては、方針として掲げるものとする。

### **6 具体的な業務**

#### **(1) 包括的支援事業**

##### **ア 総合相談支援業務**

センターは、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関および制度の利用につなげる等の総合相談、地域包括支援ネットワーク構築、実態把握などの業務を行う。

##### **イ 権利擁護業務**

センターは、権利侵害を受けている、又は受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、高齢者虐待の防止及び早期発見・早期対応、消費者被害の防止、成年後見制度の積極的な活用など、権利侵害の予防や対応を専門的に行う。

## ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

センターは、地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域における関係機関や多職種の連携・協働の体制づくりや介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付における、より質の高いケアマネジメントを実現するため介護支援専門員に対する後方支援を行う。

## エ 地域包括ケアシステムを構築するための事業の充実（社会保障充実分）

### (7) 在宅医療・介護連携推進事業

センターは、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療・介護関係者の連携に向けた以下の取組みを推進する。

- a 地域の医療・介護の資源の把握
- b 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- c 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- d 医療・介護関係者の情報共有の支援
- e 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- f 医療・介護関係者の研修
- g 地域住民への啓発普及
- h 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

### (4) 生活支援体制整備事業

センターは、高齢者の生活支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくため、NPO、民間企業、ボランティア等多様な主体による助け合い活動の創出や、地域における介護予防の推進体制の検討、高齢者を支援する既存の社会資源の把握及び拡充による地域の支え合いの体制の構築等、必要な取組みを実施する。

### (4) 認知症総合支援事業

センターは、地域における認知症の人とその家族の支援に向け、認知症の人の家族や関係者からのきめ細かな相談対応を行うとともに、認知症初期集中支援チームの活動により、認知症又は認知症が疑われる人の自立した生活を支援する。

### (4) 地域ケア会議推進事業

センターは、個別課題の解決、ネットワークの構築、地域課題の把握等を中心に、包括的支援事業を効率的・効果的に行うために、多職種で個別ケースの課題解決へ向けた支援内容を検討することを通じ、地域づくり、社会資源の開発、政策形成につながるため、以下の内容を目的とした地域ケア会議を行うものとする。

- a 介護支援専門員へ的高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援
- b 高齢者の課題解決のための地域での支援ネットワークの構築

- c 個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握
- d その他、地域の実情に応じて必要と認められる事項

## **(2) 指定介護予防支援・第1号介護予防支援事業**

センターは、介護保険における予防給付及び介護予防・日常生活支援総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業の利用対象となる要支援者等がサービスを円滑に利用することができるよう、その心身の状況、置かれている生活環境等を勘案し、介護予防サービス計画及び第1号介護予防支援事業（以下「介護予防サービス計画等」という。）に係る計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画等に基づくサービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整等に努める。

## **(3) 第1号介護予防支援事業以外の介護予防・生活支援サービス事業**

センターは、支援を必要とする高齢者がそのニーズに合わせた適切なサービスを利用できるように、従来相当の訪問介護サービスや通所介護サービスに加えて、地域の実情に応じ、地域住民や民間事業者、医療専門職による多様なサービスを創設し、その円滑な利用に努める。

## **(4) 一般介護予防事業**

センターは、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を活かした自立支援に資する取組みを推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進する。

## **(5) 任意事業**

センターは、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者及び要介護被保険者を現に介護する者等に対し、地域の実情に応じた必要な支援として、以下の事業を実施する。

### **ア 家族介護支援事業**

#### **(7) 認知症高齢者見守り事業**

認知症高齢者の家族の精神的負担の軽減や交流の場、助言等を得る場としての家族のつどいの開催や、認知症高齢者が外出時安心して帰宅できるための支援等、家族介護者の支援に努める。

#### **(4) 家族介護教室事業**

要介護被保険者の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を開催し、介護する家族等に対して心身の負担の軽減を図る。

### **イ その他事業**

#### **(7) 成年後見制度利用支援事業**

市町村申立て等に係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行い、成年後見制度の活用の促進につなげる。

#### **(4) 認知症サポーター等養成事業**

認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバン・メイトを養成するとともに、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成し、かつ、その活動支援に努める。

# 令和2年度 袖ヶ浦市地域包括支援センターにおける重点目標及び事業計画（案）

## 1 重点目標

- (1) 地域住民、医療介護関係者、民間事業者等、地域のあらゆる関係者との連携を強化し、高齢者の生活を支える取組みの充実に向けて、地域全体での支え合いの体制づくりを進める。
- (2) 様々な健康状態における高齢者に対して、その状態に合った介護予防の取組みを進め、自立を支援する。
- (3) 支援を必要とする高齢者等を的確に把握するとともに、その対応の強化、充実を図る。

## 2 事業計画

※網掛け事業は重点事業

	事業	事業計画
1	総合相談支援業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターやランチの活動により、高齢者のニーズを的確に把握し、地域における適切なサービス又は制度につなげる。</li> <li>・毎月ケース進捗会議を開催し、センター間での情報共有及び支援についての検討を行う。</li> </ul>
2	権利擁護業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の虐待について正確に把握するとともに、関係者間で協議を行い、被虐待者のより良い支援に努める。また、虐待を行う養護者への支援も行う、再発防止に努める。</li> <li>・毎月ケース進捗会議を開催し、センター間での情報共有及び支援についての検討を行う。</li> </ul>
3	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 (地域ケア会議推進事業を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険サービス事業者会議において、ケアマネジャーへの資質向上に向けた研修会の開催や情報の提供を行う。</li> <li>・袖ヶ浦市ケアマネジャーネットワークの活動が促進されるよう、役員会や研修会への参加とともに、会場の調整等の後方支援を行う。</li> <li>・個々のケアマネジャーに対し、適宜個別ケースへの助言及び支援を行う。</li> <li>・困難ケースの検討を行う個別の地域ケア会議や、地域課題の検討を行う地域ケア会議を適宜開催し、地域支援の充実を図るとともに、ケアマネジャーが作成したケアプランの振り返りを行う自立支援型の地域ケア会議を毎月開催し、自立支援に資するマネジメントに向けた支援を行う。また、これらから把握されたニーズを集積し、地域づくりや市に必要な社会資源、施策についての検討を行う、市レベルでの地域ケア会議につなげていく。</li> </ul>
4	在宅医療・介護連携推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅での高齢者の切れ目ない支援を行うため、医療・介護関係者間での連携に係る「袖ヶ浦市医療情報一覧」及び「君津圏域医療・介護多職種連携エチケット集」の活用を促進を図る。</li> <li>・医療介護関係者による推進協議会を開催し、連携の推進に向けた検討を行う。</li> <li>・医療介護関係者を対象にした多職種協働研修会を開催し、知識の習得や双方の顔の見える関係づくりを強化する。</li> <li>・市民向け講演会の開催による在宅医療の普及啓発を行う</li> <li>・在宅医療・介護連携支援窓口の運営により、医療と介護の必要な高齢者に関わる者への支援の充実を図る。</li> <li>・上記の窓口で把握した医療の専門性が高い困難ケースへの支援については、君津木更津医師会へ委託し、助言を受ける。</li> </ul>
5	生活支援体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援コーディネーターとして、第1層1名、第2層3名を配置し、地域の社会資源の把握や、支え合い活動に関する普及啓発を行う。これらの取組や協議体での検討を通して、既存団体へサービスの実施に向けた働きかけや新たな担い手の発掘に結び付ける。（社会福祉協議会に生活支援コ</li> </ul>

		一ディネーターの配置及び協議体の運営を委託)
6	認知症支援に関する事業（認知症総合事業・認知症高齢者見守り事業・認知症サポーター等養成事業）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学童から成人まで幅広い年代に認知症サポーターの養成を行い、認知症に対する地域の理解を深める。</li> <li>・認知症サポーターのステップアップ研修等を通し、サポーターの自主的・地域活動を支援する。</li> <li>・認知症初期集中支援チームや地域包括支援センターにおける認知症への相談対応、家族のつどい、認知症おでかけ安心シールの活用等により、本人の安心した生活への支援や家族の精神的負担の軽減を図る。</li> <li>・認知症カフェの新規開設や継続に向けた支援を行う。</li> </ul>
7	指定介護予防支援・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者のニーズを的確に把握し、必要なサービスの調整を行う。</li> <li>・センター職員の研修の受講やセンター内での助言指導により、自立支援に資するケアマネジメントに努める。</li> </ul>
8	第1号介護予防支援事業以外の介護予防・生活支援サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従前相当サービス及び資格や人員を緩和した訪問型サービスAの円滑な実施を行う。</li> <li>・リハビリ専門職による短期集中サービスCについての円滑な実施とともに、自立支援に資する取組みとなっているか、事業評価を行う。</li> <li>・住民主体により提供されるサービスBやDについては、既存団体等への働きかけや新たな担い手の発掘により、サービスの創設を行っていく。</li> </ul>
9	一般介護予防事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・袖ヶ浦いきいき百歳体操の未実施地区に対して普及啓発活動を行い、新規開始につなげる。</li> <li>・袖ヶ浦いきいき百歳体操の全市的な交流会やリハビリ専門職からの助言を行い、体操参加者の継続に努める。</li> <li>・介護予防サポーターであるはつらつシニアサポーターの養成やスキルアップ研修により、介護予防の普及活動を自主的に行える者を増やしていく。</li> <li>・口腔機能、失禁予防、認知症予防等の講演会や教室等により介護予防の取組みの充実を図る。</li> </ul>
10	成年後見制度利用支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備について、庁内関係各課や関係機関と協議・検討を行っていく。</li> <li>・市長申立て以外の報酬助成や親族申立ての際の申立て費用の助成を行い、制度の利用の促進を図る。</li> </ul>
11	家族介護教室事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族介護者の身体的・精神的負担の軽減につながるような内容を企画し、全12回実施する。（社会福祉法人3事業所へ委託）</li> </ul>
12	地域包括支援センターの体制強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問活動や窓口での対応を通じて高齢者のニーズを的確に把握し、関係機関と連携し包括的な支援に努める。</li> <li>・広報への掲載や各種事業実施の際等、様々な機会を利用して、地域包括支援センター（サブセンター含む）の周知を行っていく。</li> <li>・今後の組織体制や運営について、関係課と連携し、円滑な支援ができる体制づくりに努める。</li> </ul>

## 報告案件(5) 令和2年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について

本市では令和元年度より事業所の事務の効率化を図るため、契約の継続に関して、市及び事業所から契約解除の申し出がない限り、終期の翌日において向こう1年間引き続き契約を継続したものとみなし、以後毎年同様とすることといたしました。令和元年度委託契約している49事業所のうち、業務休止が2事業所、申し出による契約終了が1事業所、計3事業所を除いた**46事業所**について、令和2年度においても引き続き契約を継続することとしております。なお、議題2で審議頂く「ケアマネジャー事業所ベストケア」が承認頂けた際には、47事業所となります。

NO	事業所番号	事業所名	居宅介護支援事業所					運営主体				
			住所		指定取得	指定更新(直近)	管理者	常勤換算	法人名	代表者役職	代表者	住所
1	1273400026	袖ヶ浦葉の花苑居宅介護支援事業所	袖ヶ浦市	神納4181-20	平成11年9月1日	平成26年4月1日	鈴木 友美	4	社会福祉法人 さつき会	理事長	矢田 高裕	袖ヶ浦市神納4181-20
2	1273400034	カトレアンホーム居宅介護支援事業所	袖ヶ浦市	蔵波2713-1	平成12年4月1日	平成26年4月1日	平野 しげ子	4	社会福祉法人 さつき会	理事長	矢田 高裕	袖ヶ浦市神納4181-20
3	1273400059	さつき会ケアマネセンター	袖ヶ浦市	長浦駅前4-2-1	平成12年4月1日	平成26年4月1日	田丸 由香	3	社会医療法人社団 さつき会	理事長	矢田 高裕	袖ヶ浦市長浦駅前5-21
4	1273400083	サニーヒル居宅介護支援センター	袖ヶ浦市	久保田857-9	平成12年4月1日	平成26年4月1日	鶴岡 瑞恵	3	社会福祉法人 慈協会	理事長	遠山 洋一	袖ヶ浦市久保田857-9
5	1273400877	こひつじかずさ介護支援センター	袖ヶ浦市	横田4161	平成29年2月1日	—	時田 久江	2	医療法人社団 子羊会	理事長	長沼 信治	習志野市東習志野3-1-22
6	1273400455	居宅介護支援事業所ちいたの福王台	袖ヶ浦市	坂戸市場66-1	平成28年9月1日	—	花澤 奈美子	2	社会福祉法人 かずさ萬燈会	理事長	渡邊 元貴	木更津市井尻951
7	1273400893	介護相談みどりの風そでがうら	袖ヶ浦市	下泉1425	平成30年11月1日	—	飯塚 真理子	1	社会福祉法人 みどりの風	代表取締役	武井 千尋	袖ヶ浦市下泉1424番3
8	1273400794	入道雲	袖ヶ浦市	下宮田525-2	平成26年9月1日	—	上原 学	4	株式会社 正業	代表取締役	中山 太郎	袖ヶ浦市下宮田525-2
9	1273400851	袖ヶ浦ムツミ居宅支援センター	袖ヶ浦市	神納796-10	平成27年10月1日	—	天野 恵子	6	株式会社 ケイ・ティ・サービス	代表取締役	手代木 正儀	市原市姉崎東2-2-6 ケイティビル1階
10	1271100065	中郷記念館介護相談センター	木更津市	井尻951	平成11年10月1日	平成26年4月1日	森 洋子	3	社会福祉法人 かずさ萬燈会	理事長	渡邊 元貴	木更津市井尻951
11	1271100446	金田在宅介護支援センター	木更津市	中島2366-1	平成13年9月1日	平成26年9月1日	吉越 千晶	4	医療法人社団 恒久会	理事長	山口 重貴	袖ヶ浦市奈良輪535-1
12	1271100552	有限会社ウエルネス上総	木更津市	大和1-4-10-102	平成14年12月1日	平成26年12月1日	花澤 礼子	3	有限会社 ウエルネス上総	代表取締役	花澤 礼子	木更津市大和1-4-10-102
13	1271100594	介護支援センターたんぼぼ	木更津市	祇園2-30-21	平成15年5月1日	平成27年5月1日	佐々木 陽子	4.5	有限会社 リ・ライフ	代表取締役	松山 昌史	木更津市祇園2-30-21
14	1271102673	介護相談みどりの風きさらづ	木更津市	笹子553	平成30年11月1日	—	廣部 智可	2	社会福祉法人 みどりの風	代表取締役	武井 千尋	袖ヶ浦市下泉1424番3
15	1271101212	セントケア木更津	木更津市	畑沢南3-13-19	平成19年4月1日	平成31年4月1日	東 貞子	5.2	セントケア千葉株式会社	代表取締役社長	成田 正幸	千葉市中央区新町1-17 JPR千葉ビル12階
16	1271101287	木更津ムツミ居宅支援センター	木更津市	太田4-12-21	平成19年11月1日	令和元年11月1日	小倉 宏子	3	株式会社 サービスワン	代表取締役	手代木 正義	市原市姉崎東3-3-7
17	1271101899	すまいるリハ ケアマネージャー事業所	木更津市	真舟5-24-7	平成25年5月1日	令和1年5月1日	石井 ゆう子	5	すまいるリハビリサービス株式会社	代表取締役	高橋 宏彰	木更津市真舟5-2-3
18	1271101923	ウイズユー介護相談	木更津市	若葉町2-19	平成25年7月1日	令和元年7月1日	小倉 淳子	2	株式会社 MAHALO	代表取締役	小倉 淳子	木更津市若葉町2-19
19	1271102004	エルケア木更津ケアプランセンター	木更津市	大和2-4-1	平成26年1月1日	令和2年1月1日	佐野 英行	1	エルケア 株式会社	代表取締役	宇野 元博	大阪府大阪市北区中崎西2-4-12 梅田センタービル25階
20	1271102111	ケアプランセンターしほな	木更津市	清見台2-9-9	平成26年6月1日	—	奈良輪 英子	6	合同会社 H・S・N	代表社員	奈良輪 英子	木更津市清見台2-9-9

NO	事業所番号	事業所名	居宅介護支援事業所					運営主体				
			住所	指定取得	指定更新(直近)	管理者	常勤換算	法人名	代表者役職	代表者	住所	
21	1271102293	かもめ指定居宅介護支援事業所	木更津市	菅生689番地	平成27年8月1日	—	佐々木 伸介	5	医療法人社団 邦清会	理事長	小島 國利	木更津市菅生689番地
22	1271102350	居宅介護支援事業所いわね湖の香園	木更津市	万石水越146-1	平成27年10月1日	—	佐藤 充	2	社会福祉法人 梅香会	理事長	重城 明男	木更津市矢那3731-2
23	1273000073	株式会社ノバ・メディクス	君津市	東坂田4-8-23	平成12年2月1日	平成26年4月1日	藤井 朋香	6	株式会社 ノバ・メディクス	代表取締役	須藤 治	君津市東坂田4-8-23
24	1273000438	JAきみつ介護センター居宅介護支援事業所	君津市	外箕輪4-31-45	平成15年4月1日	平成27年4月1日	田中 多恵子	2	君津市農業協同組合	代表理事組合長	齋藤 茂雄	君津市塚原185
25	1273000883	居宅介護支援事業所るびなす	君津市	長谷川1234	平成23年4月1日	平成29年4月1日	御園 房子	1	株式会社 M&F	代表取締役	御園 房子	君津市長谷川1234
26	1273001071	居宅介護支援事業所かめかめ	君津市	折木沢452-1	平成25年1月1日	平成31年1月1日	加藤 千束	1	かめかめサービス株式会社	代表取締役	加藤 千束	君津市折木沢452-1
27	1273001188	千葉芙蓉ハーモニー	君津市	南子安3-25-2	平成25年12月1日	令和1年12月1日	高木 徹	4	医療法人社団 芙蓉会	理事長	四ヶ所 大	東京都町田市南町田3-43-1
28	1272400100	姉ヶ崎居宅介護支援センター	市原市	椎津2558-1	平成11年11月1日	平成26年4月1日	岡 賢了	3	医療法人社団 健老会	理事長	岡 了	市原市椎津2558-1
29	1272400308	在宅介護支援センターグランモア和光苑	市原市	椎津5-1	平成26年4月1日	—	相川 弥生	1	社会福祉法人 和光会	施設長	福田 卓美	市原市椎津5-1
30	1272400688	居宅介護支援センター向日葵	市原市	二日市場774-1	平成14年5月1日	平成26年5月1日	山口 智史	2	社会福祉法人 晴明会	理事長	寺田 憲児	八千代市島田台1002-6
31	1272401876	KT在宅サポートセンター	市原市	姉崎東2-2-6	平成19年5月1日	令和元年5月1日	黒原 真由美	5	株式会社 ケイ・ティ・サービス	代表取締役	手代木 正儀	市原市姉崎東2-2-6 ケイティビル1階
32	1272402163	ヤックスケアセンター内房	市原市	姉崎2101	平成21年6月1日	平成27年6月1日	今村 恵久子	4	株式会社 ヤックスケアサービス	代表取締役	根本 幸男	千葉市中央区間屋町1-35 ポートサイドタワー28階
33	1272402189	スマイル居宅支援事業所	市原市	光風台2-380-3	平成21年6月1日	平成27年6月1日	佐久間 政子	2	株式会社 えがおの友	代表取締役	本吉 明美	市原市光風台2-380-3
34	1272402700	だるま居宅介護支援事業所	市原市	今津朝山253-10	平成24年8月1日	平成30年8月1日	岩田 照江	2	株式会社 だるま	代表取締役	裕原 真由美	市原市今津朝山253-10
35	1272403070	わかちあい	市原市	姉崎2580-1	平成26年10月1日	—	鈴木 陽子	5	社会福祉法人 地域福祉の会	理事長	鈴木 重義	市原市姉崎2580-1
36	1272403443	居宅介護支援事業所 ケアプランリンク	市原市	国分寺台中央5-13-23	平成28年7月1日	—	内堀 智子	4	オービックジャパン株式会社	代表取締役	大城 篤	千葉市緑区古市場町425-2
37	1273100717	グッドライフ居宅介護支援事業所	富津市	佐貫32	平成23年8月1日	平成29年8月1日	深牧 大輔	3	有限会社 グッドライフ	代表取締役	小口 透	君津市泉370-9
38	1273101061	居宅介護支援事業所「わたしたちの生きる証」	富津市	長崎字熊ノ下274	平成29年6月1日	—	藤野 敦子	2	医療法人社団 俊真会	理事長	鈴木 俊彦	富津市長崎331-3
39	1270802877	わかるかいご相談センター市川	市川市	南行徳1-18-21	平成22年7月1日	平成28年7月1日	宮田 知之	5	株式会社 インターネットインフィニティー	常務取締役	藤澤 卓	東京都品川区大崎1-11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー4階
40	1472900487	デイ・サービスモック	厚木市	厚木市下荻野836-1	平成15年11月1日	平成27年11月1日	来住八重子	3	有限会社キリシマ商会	代表取締役	来住 友也	神奈川県厚木市荻野836-1
41	1272403096	ちいきのわ	市原市	椎津2644-1	平成26年12月1日	—	白濱 繁生	3	株式会社ちいきのわ	代表取締役	白濱 繁生	市原市椎津2644-1
42	1271102731	結の花	木更津市	大和1丁目4-18	令和元年5月1日	—	柳井 ゆう子	1	医療法人社団望星会	理事長	白井 哲夫	埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷1-8-14
43	1272402312	介護センターなのはな	市原市	中高根699番地2	平成22年5月1日	平成28年5月1日	太田淑子	3	企業組合あざみ	代表理事	石川 道子	市原市中高根699番地2
44	2371200136	善常会居宅介護支援事業所	名古屋	南区松池町2-14	平成11年8月31日	平成26年4月1日	澤田 美和子	8.7	医療法人財団善常会	理事長	岡田 温	名古屋市中区松池町1-11
45	1272400837	ムツミ居宅介護支援事業所	市原市	姉崎東3-3-7	平成15年6月1日	平成27年6月1日	齋藤 由加里	4.1	株式会社サービスワン	代表取締役	手代木 正儀	市原市姉崎東3-3-7
46	1271102459	ケアマネジャー事業所シンフォニー	木更津市	木更津市祇園3-26-6	平成28年4月1日	—	天野 真司	1.3	合同会社ル・リアン	管理者	天野 真司	木更津市祇園3-26-6

報告案件（6） 令和2年度袖ヶ浦市介護保険運営協議会の開催スケジュールについて

開催予定		
第1回	日時等	令和2年4月21日（火） 午後2時00分～ [市役所旧館3階大会議室]
	議事(案)	(1) 消費税率引き上げに伴う低所得者への介護保険料軽減強化について (2) 袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定スケジュール等について (3) 袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定に係るアンケート結果について
第2回	日時等	令和2年6月23日（火） 午後2時00分～ [市役所旧館3階大会議室]
	議事(案)	(1) 小規模多機能型居宅介護事業者の審査・選定について (2) 令和元年度介護保険事業の実績について (3) 令和元年度地域包括支援センター事業の実績について (4) 高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画(令和元年度分)の進捗状況等について
第3回	日時等	令和2年9月23日（水） 午後2時00分～ [市役所旧館3階大会議室]
	議事(案)	(1) 袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の素案について
第4回	日時等	令和2年11月5日（木） 午後2時00分～ [市役所旧館3階大会議室]
	議事(案)	(1) 袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）について
第5回	日時等	令和3年2月22日（月） 午後2時00分～ [市役所旧館3階大会議室]
	議事(案)	(1) 看護小規模多機能型居宅介護事業者の指定について (2) 令和2年度認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績について (3) 令和3年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について